

「ATF プラットフォーム」運営要綱（案）

令和7年7月1日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 目的

新型燃料（以下「ATF」という。）の早期実現、さらなる技術創出、漏れなき安全の確認を図るため、すべてのステークホルダーがフラットな立場で参加し、ATF の国内導入に際し想定される技術課題のより個別具体的に・詳細な検討に力点を置いた議論を、より高い機動性を持って進める。

2. 検討内容

国内で開発が進む ATF を対象とし、照射試験データ等、安全性評価に利用可能な技術的な情報等に関する共有・議論、研究協力・技術協力の可能性の検討、議論結果のまとめ、結果公開に関する検討、関連研究者・技術者の人材育成に関する検討を行う。これらの結果を踏まえて、ATF 設計・安全性評価に係る技術的な情報等の共有・議論による技術的課題の抽出・整理、国内外での研究開発動向、設計・安全性評価の考え方等の分析による研究開発課題の確認・見直しの結果及びそれらをまとめた報告書等を取りまとめるとともに、核燃料分野の研究開発の活性化、人材育成を行う。

3. 構成

「ATF プラットフォーム」は、機構の中に事務局を組織し、開催に当たっては以下の構成とする。

- (1) 参加者は、大学、機構や電力中央研究所等の研究開発機関、開発メーカー、原子力エネルギー協議会（ATENA）、資源エネルギー庁、原子力規制庁、内閣府から構成する。
- (2) 「ATF プラットフォーム」は、特定の参加資格や要件は設けず、希望者は誰でも参加可能（学会の参加資格や要件と同等）な開かれた場とする。
- (3) 参加要件は、ATF プラットフォーム での議論に参加し、その記録や報告書等の作成に寄与することである。
- (4) 事務局は、機構の研究開発推進部が窓口となり、安全研究センター及び原子力基礎工学研究センターとともに共同で行う。

4. 情報の取扱い

- (1) ATF プラットフォームでは原則として公開情報・公開データを基に、技術課題の議論・共有を行う。
- (2) ATF プラットフォームで検討・議論した結果は、会議ごとに議事録を作成する。また、検討・議論した結果は、機構クレジットの研究開発報告書類等として取りまとめ、公開することを原則とする。なお、検討の結果として知的財産が発生した場合は、その発生の都度、その帰属先について関係者で協議する。
- (3) ATF プラットフォームの参加者は、本 PF に参加した時点で別紙に定める秘密保持誓約書の内容を理解し、署名したものとする。秘密保持対象となる配付資料先の特定は議事録に記載されている「参加者」、「配付資料のみ」に記載されている氏名によって行うものとする。

5. 旅費および謝金

原則として、参加者への旅費及び謝金の支給は行わない。

6. 特記事項

- (1) 「ATF プラットフォーム」参加者、機関及び機構は、「ATF プラットフォーム」の検討結果を反映したことにより生じたと考えられる事象や損害等に対していかなる責任も負わない。
- (2) 「ATF プラットフォーム」の活動では、企業間カルテルなど適切な競争を阻害する行為を禁止する各国法（独占禁止法、欧州連合競争法、米国反トラスト法等）に対する違反が懸念されるような情報提供及び協議は行わないものとする。

以上

秘密保持誓約

本誓約は、「新型燃料（以下「ATF」という。）プラットフォーム」で得た情報の扱いに関するものである。

秘密情報の使用および開示、その他秘密情報に係る不正行為を防止するため、秘密情報の保持に関する必要事項を定めた下記の条項を遵守することを誓約する。

第1条（基本的留意事項）

個人情報保護法、不正競争防止法等の情報保護に関する諸法令（関連する官公庁のガイドラインを含む）の遵守に留意する。

第2条（秘密情報の範囲）

「秘密情報」（以下「本秘密情報」という）とは、「ATF プラットフォーム」で得た情報をいい、口頭、文書、図面、電子データ、磁気データその他一切の形式によるものを含む。

2. 前項の規定にかかわらず以下の各号に該当する場合は、本秘密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 相手方からの提供、貸与あるいは収集の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
- (2) 相手方が提供、貸与した時点ですでに保有しているもの
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

第3条（秘密保持の義務）

本誓約において明示的に規定されている場合を除き、本秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

第4条（本秘密情報の管理）

本秘密情報を自己の役員および従業員（以下「関係者等」という。）に開示することができる。ただし、関係者等に対して本誓約において規定する秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。また、本秘密情報を「ATF プラットフォーム」以外のために使用してはならない。

第5条（事故等発生時の報告義務）

本秘密情報につき、漏洩等の不正行為が発生した場合、「ATF プラットフォーム」事務局に報告するものとする。

第6条（協議解決）

本誓約に関して疑義を生じた場合、または本誓約に定めのない事項については、「ATF プラットフォーム」にて解決する。

第7条（有効期間）

本誓約の有効期間は、第一回「ATFプラットフォーム」開催日から本プラットフォームの終了までとする。

以上